

インターネット販売研修会を開催します

町と町商工会の共催により、町内の商店主、農業者等を対象にインターネット販売研修会を開催します。インターネット販売の実践や販路拡大を目指す方など、この機会にぜひご参加ください。

日時●7月23日(水)～25日(金)の3日間

午後1時～午後5時の4時間 (計12時間)

会場●美郷町中央行政センター 2階会議室

対象者●インターネット販売を実施している方で、3日間研修に参加できる方

定員●10名 (申込者多数の場合は先着順)

申込受付●7月4日(金)～

研修内容●①インターネットを使った通信販売の概要
②EC-CUBEによるネットショップ構築
③Facebookページによる集客について

秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン!」プレイベントの出店者を募集します

秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン!」のプレイベント「ご当地じまんフェスティバル(仮称)」が次の日程で開催されます。美郷町の観光と特産品をPRするため、出店者を募集します。

開催期間●9月27日(土)～9月28日(日)

午前9時～午後5時 (予定)

開催場所●秋田県立体育館駐車場 (秋田市)

対象者●町内で採取・生産・製造された加工品や飲食物、製造品等を販売可能な町内事業者で、準備から撤収までを含めた全ての作業に従事できる方

費用負担●会場までの交通費等は事業者の負担となります。

募集人数●若干名

申込方法●7月9日(水)までに電話でお申し込みください。

問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

建設課

合併処理浄化槽を設置している方へ

合併処理浄化槽水質検査費補助金を交付します

合併処理浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併浄化槽の法定検査を受けた方(地域の会館等を含む)を対象に「浄化槽水質環境保全費補助金」を交付します。

次に該当する方には補助金を交付できませんので、ご注意ください

- ①トイレのみを処理する単独処理浄化槽を設置している方
- ②下水道認可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している方
- ③平成26年度に合併処理浄化槽を設置した方
- ④町の税金、各使用料および各資金貸付金の償還を滞納している方

対象地区および対象者の方には7月上旬に申請用紙等を配布します。また、申請用紙等は右記申込期間の開始日から町建設課、六郷出張所、仙南出張所にも用意するほか、町のホームページからもダウンロードできます。

補助金額●5,000円

提出書類●

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・検査結果書(浄化槽法第11条)の写し
(平成25年度に浄化槽を設置した方は検査結果書(浄化槽法第7条)の写し)
※検査結果書の判定項目が「不適正」の場合は、検査月日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」を一緒に持参してください。
- ・申請者本人名義の振込口座通帳の写し(表紙を1枚めくったページ)
※昨年度も当補助金を申請された方で、振込口座に変更がない場合は省略できます。

申込期間●平成26年7月7日～平成27年3月20日

※申請は一世帯につき、年度内に1回のみとなります。

※提出期限は厳守してください。

提出先●町建設課または六郷出張所、仙南出張所

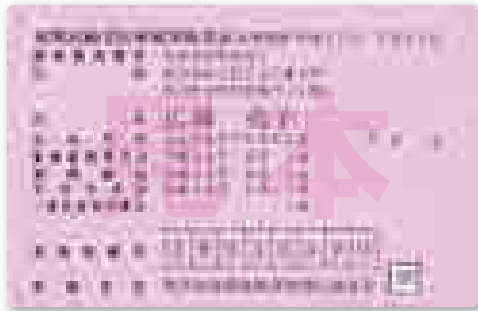
問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

後期高齢者医療の「保険証」が更新されます

8月1日に更新されます 後期高齢者医療の保険証

後期高齢者医療の「保険証」は毎年8月1日に更新されます。新しい保険証は7月下旬に郵便（簡易書留）で送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい保険証を提示してください。また、これまで使用していた緑色の保険証は破棄するか、町福祉保健課へ返還してください。



▲新しい保険証

【現在使用している保険証(緑色)】

有効期限●平成26年7月31日まで

※8月1日以降は使用できません。

【新しい保険証(薄赤色)】

有効期限●平成26年8月1日から

平成27年7月31日まで(1年間)

新規交付は申請してください

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

平成25年の所得で世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の窓口負担額や食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。

現在交付を受けていて、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方には、8月1日から有効となる新しい認定証を保険証と一緒に送付します。

なお、これまで交付を受けていない方は申請が必要です。新規に交付を希望する方は町福祉保健課医療保険班に申請してください。

後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

7月中旬に送付します 後期高齢者医療保険料決定通知

平成25年中の所得に応じて確定した平成26年度の後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します。

保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）があります。原則として特別徴収（年金からの徴収）になっていますが、口座振替に変更することができます。詳しくは町福祉保健課医療保険班までご相談ください。

所得に応じて軽減されます 平成26年度保険料軽減措置

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

【均等割額】 39,710円

【所得割額】 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×8.07%

また、保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて、右の表の通り軽減されます。

■均等割額の軽減

| 世帯主および被保険者の総所得金額が次の額以下の世帯 | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|--|------|----------|
| 基礎控除額(33万円)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各所得なし) | 9割 | 3,971円 |
| 基礎控除額(33万円) | 8.5割 | 5,956円 |
| 基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者の数 | 5割 | 19,855円 |
| 基礎控除額(33万円)+45万円×世帯の被保険者の数 | 2割 | 31,768円 |

■所得割額の軽減

| 被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後) | 軽減割合 |
|---------------------------------|------|
| 58万円以下(年金収入のみの場合は153万円~211万円以下) | 5割 |

■職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

| 該当する方の条件等 | 軽減割合 | 均等割額 |
|-----------------------------------|------|--------|
| 後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方 | 9割 | 3,971円 |

※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は、軽減措置の対象になりません。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907